

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士 福間 則博、弁護士 尾崎 悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: [office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆: 弁護士 福間 則博



## Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

### 「相続における生命保険の活用法(1)」

今月は保険に関する本を数冊読んでみました。今までよくわからなかったところもあるのですが、自分なりに多少整理できたところもあるので、ご紹介したいと思います。

#### 1 保険の基本的な考え方

火災、死亡等の偶然且つ不測の事態が発生する場合を想定して、一人の人間がこれに備えるために万全の資金を確保しておくのは極めて困難ですが、同様の事態が発生するリスクを抱える人たちが多数集まり、それぞれが資金を拠出して大きな財産を備蓄し、そのような事態に遭遇した人にまとまった金額を提供できれば関係者全員が少ない負担で、万一の大きな負担に備えることができます。

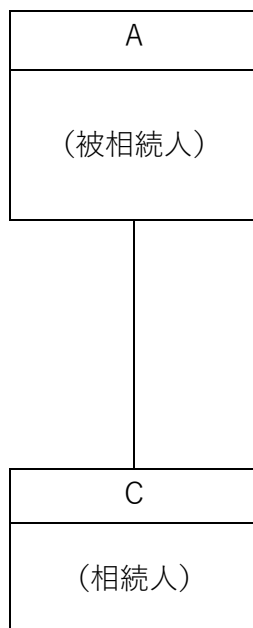
保険はこのような考え方に立っており、同様の危険を抱える多数の人々が金銭を拠出して共同の資金を備蓄し、その中で不利益を被った人にその備蓄から一定の金額を支払うことにより損失等を補填し不測の事態に備える制度と言えるでしょう。

#### 2 生命保険契約の関係者

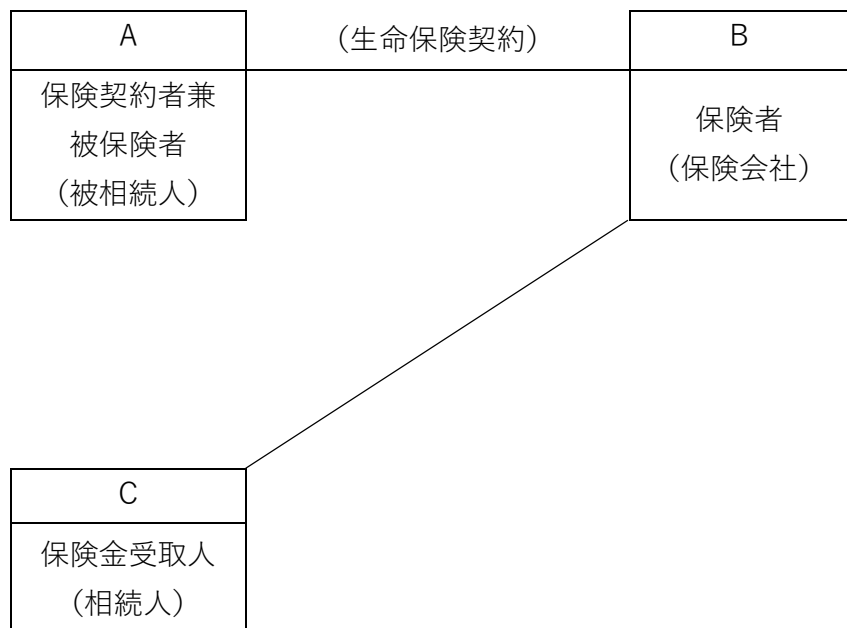
ここでは生命保険契約を中心に考えてみたいと思います。

以下、保険契約者(保険料を支払う人)及び被保険者(その人が亡くなったときに保険金が支払われる人)を被相続人A、保険者(保険金を支払う保険会社)をB、保険金受取人を相続人の一人であるCとして説明します。

### 【相続】



### 【生命保険】



## 3 保険の性質ないし機能

保険と相続についてはいろいろな問題がありますが、保険の性質あるいは機能を次のようなものとして考えることにより整理できるのではないかと思います。①については、①性質、②ないし⑤については、②機能等と言います。

なお、特に①②について、私独自のネーミングであり、一般的ではありませんが、そのような名称を付けることにより、説明が簡単になるのではないかと考えております。

### ① 形式的固有財産性（非承継性）

Cの受け取る保険金は、Aからその財産を承継するものではなく、Bに対する固有の保険金支払請求権に基づき、Bから直接払われるものです。Cは自らの固有の権利として財産を取得することが、保険の最も基本的かつ重大な法的性質です。

### ② 実質的財産移転的機能

上記①性質があるとはいえ、Aにおいては保険料を支払い財産上のマイナスが生ずるのに対し、Cにおいては保険金の支払いを受けて財産上のプラスが生ずるので、全体としてみると実質的には財産がAからCに移転しているように見えます。保険は、上記①性質の通り、Aの固有の権利ですが、実質的経済的に見ると、あたかもAからCに財産が移転しているように見えます。これが実質的な財産移転的機能であり、ここから保険に関する問題も生じてきます。

### ③ 財産保障機能

保険は偶然且つ不測の事態に備えて財産が備蓄されるものですから、そのような事態が生じた場合に一定の財産が保障されることにより、不測の事態がもたらす経済的不利益を補填することができます。これは保険の中核的な機能と言えます。

なお、保険料が少額の保険契約において初期の段階で保険事故が発生した場合には、少ない保険料で大きな保険金が獲得できることから、レバレッジ効果があるとされます。

### ④ 節税機能

相続人が受け取った保険金については、500万円×法定相続人の数に相当数する金額が、相続税における非課税限度額になります。

なお、話が若干ややこしくなりますが、①性質からすれば、本来保険金は相続財産ではありませんから、相続税の対象にならないはずですが、②③機能を営むことから、そこに担税力を見だし、みなし相続財産として課税対象としつつ、なお①性質にも配慮し、非課税枠を設けていると言えましょう。

### ⑤ 貯蓄的機能

保険期間満了時に生存していたり、保険期間中に解約処理をした場合において、満期返戻金あるいは解約返戻金が支払われるときには、貯蓄的機能が認められ、また、保険会社が集めた資金の運用により配当金が支払われる場合にも、この機能が認められると言えましょう。

ただ、保険は、多数の人たちの中で偶然且つ不測の事態が発生する確率がある程度一定であることを前提とし、その補填に充てるべき保険金の総額から保険料が算定されますので、貯蓄的機能はあくまでも補充的なものと言えましょう。

4 次回には、上記①ないし⑤の性質ないし機能を前提に保険に関する諸問題を考えてみたいと思います。

## 【参考文献】

- 1 「保険法（第4版）」（山下友信外3名、有斐閣）
- 2 「家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務（第4版）」（片岡武外1名、日本加除出版）
- 3 「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術」（木下勇人、清文社）
- 4 「相続と保険の実務 改正民法（相続法）対応」（松嶋隆弘外2名、保険毎日新聞社）
- 5 「相続・贈与と生命保険をめぐるトラブル予防・対応の手引」（中込一洋外2名、新日本法規）
- 6 「Q&A家事事務と保険実務」（斉藤輝夫、日本加除出版株式会社）
- 7 「そうぞく対策と生命保険活用術」（明治安田生命保険相互会社営業教育部、きんざい）